

西尾市総合体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	メインアリーナ	平日	4,710円	4,710円	7,050円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	4,710円	4,710円	8,460円
	サブアリーナ	平日	1,820円	1,820円	2,740円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,860円	1,860円	3,280円
	武道場	平日	1,360円	1,360円	2,040円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,640円	1,640円	2,460円
	弓道場	平日	440円	440円	660円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	530円	530円	800円
	卓球場	平日	700円	700円	1,050円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	840円	840円	1,260円
	第1会議室		930円	930円	930円
	第2会議室		300円	300円	300円
	第3会議室		930円	930円	930円
	トレーニング室		1,870円	1,870円	1,870円
個人 利用	メインアリーナ・ サブアリーナ・武 道場・弓道場・卓 球場	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
	トレーニング室		時間に関係なく 1回 310円		
冷暖 房 設備	メインアリーナ		1時間につき	11,520円	
	サブアリーナ		1時間につき	2,090円	
	武道場		1時間につき	1,780円	
	卓球場		1時間につき	520円	
照明 設備	メインアリーナ	800 L X	1時間につき	620円	
		1,600 L X	1時間につき	1,570円	
	サブアリーナ	1,000 L X	1時間につき	200円	
電光得点表示装置			1式 1回	1,040円	

シャワー	1回	100円
ロッカー	1回	50円
椅子	1日 100脚以上500脚未満	5,230円
	1日 500脚以上1,000脚未満	10,470円
	1日 1,000脚以上	15,710円
放送設備	620円	620円 730円

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 メインアリーナの3分の1の面積を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 5 サブアリーナ又は武道場の2分の1の面積を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 6 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 7 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 8 トレーニング室の専用利用は、体育館施設の全部を専用利用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合に限り、許可する。
- 9 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 10 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 11 個人利用する場合のトレーニング室の定期券（有効期間1月の利用券をいう。）の額は、2,090円とする。
- 12 トレーニング室は、中学生以下の利用は許可しないものとする。
- 13 メインアリーナ、サブアリーナの冷暖房設備及び照明設備は、専用利用する場合に限り使用できるものとする。
- 14 メインアリーナの3分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 15 サブアリーナの2分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 16 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 17 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

西尾市鶴城体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	体育場	平日	1,860円	1,860円	2,800円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,860円	1,860円	3,360円
	柔道場	平日	770円	770円	1,160円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	920円	920円	1,390円
	剣道場	平日	770円	770円	1,160円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	920円	920円	1,390円
	卓球場	平日	700円	700円	1,060円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	840円	840円	1,270円
	会議室		260円	260円	260円
	個人 利用	体育場・柔道場・ 剣道場・卓球場	小・中学生	50円	50円
一般			100円	100円	100円
トレーニング室		中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
ピアノ			1回	1,040円	
放送設備			一式 1回	1,040円	
椅子			1日 100脚以上500脚未満		2,090円
			1日 500脚以上1,000脚未満		3,770円
			1日 1,000脚以上		5,440円

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 体育場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。

- 8 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 9 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 10 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日をいう。

西尾市中央体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	平日	2,340円	2,340円	3,510円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	2,340円	2,340円	4,230円
	武道場	平日	1,680円	1,680円	2,520円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	2,020円	2,020円	3,040円
	卓球場	平日	830円	830円	1,250円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,000円	1,000円	1,500円
	会議室		520円	520円	520円
研修室		290円	290円	290円	
トレーニング室		1,090円	1,090円	1,090円	
個人 利用	アリーナ・武道場・卓球場	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
	トレーニング室		時間に関係なく1回 310円		
冷暖房設備	アリーナ		1時間につき	4,400円	
	武道場		1時間につき	1,040円	
	卓球場		1時間につき	520円	
シャワー			1回	100円	
ピアノ			1回	1,040円	
放送設備			一式 1回	1,040円	
椅子		1日 100脚以上500脚未満		2,090円	
		1日 500脚以上1,000脚未満		3,770円	
		1日 1,000脚以上		5,440円	

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室及び研修室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- アリーナの3分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 武道場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれな

- い連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 7 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
 - 8 トレーニング室の専用利用は、体育館施設の全部を専用利用する場合又は教育委員会が特別の理由があると認める場合に限り、許可する。
 - 9 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
 - 10 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
 - 11 個人利用する場合のトレーニング室の定期券（有効期間1月の利用券をいう。）の額は、2,090円とする。
 - 12 トレーニング室は、中学生以下の利用は許可しないものとする。
 - 13 アリーナの冷暖房設備は、専用利用する場合に限り使用できるものとする。
 - 14 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
 - 15 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

西尾市一色町体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	平日	3,620円	3,620円	4,980円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	4,360円	4,360円	4,980円
	柔道場	平日	1,060円	1,060円	1,600円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,280円	1,280円	1,920円
	卓球場	平日	1,060円	1,060円	1,600円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,280円	1,280円	1,920円
	多目的室	平日	430円	430円	640円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	510円	510円	770円
	会議室		880円	880円	880円
	個人 利用	アリーナ・ 柔道場・卓 球場・多目 的室	小・中学生	50円	50円
一般			100円	100円	100円
冷暖 房設 備	卓球場		1時間につき		910円
	多目的室		1時間につき		360円

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- アリーナ、柔道場又は卓球場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

西尾市一色B&G海洋センター使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	第1アリーナ	平日	1,800円	1,800円	2,460円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	2,160円	2,160円	2,460円
	第2アリーナ	平日	1,140円	1,140円	1,720円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,380円	1,380円	2,080円
	会議室		670円	670円	670円
個人 利用	第1アリーナ・第2アリーナ	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
冷暖房設備	第2アリーナ		1時間につき		800円
シャワー			1回		100円

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で体育館を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で体育館を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して体育館を専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 第1アリーナの3分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 第1アリーナ及び第2アリーナの2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 体育館の利用について、市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

西尾市吉良野外趣味活動施設使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用利用	体育館	平日	1,130円	1,130円	1,210円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,210円	1,210円	1,210円
個人利用	体育館	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

西尾市東幡豆体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用利用	体育館	平日	1,840円	1,840円	1,840円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,840円	1,840円	1,840円
放送設備	体育館	一式 1回 620円			

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 体育館の2分の1を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 5 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 6 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 8 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 9 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

西尾市吉良弓道場・西尾市幡豆弓道場使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用利用	吉良弓道場	平日	480円	480円	720円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	580円	580円	870円
	幡豆弓道場	平日	460円	460円	700円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	560円	560円	840円
個人利用	小・中学生		50円	50円	50円
	一般		100円	100円	100円

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

西尾市羽塚武道場使用料

利用区分		金額		
		午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用利用	平日	460円	460円	460円
	土曜日、日曜日及び国民の休日	460円	460円	460円
冷暖房設備（コイン式）		1台30分につき 100円		

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 5 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 6 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 7 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 8 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。